

# 仕 様 書

## 1 名称

個人番号カード等の券面記載事項変更用システム一式借受け  
(デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課)

## 2 規格

以下の適合品又は同等品とする。

※ 同等品で見積る場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書(原本)を合わせて提出すること。

### (1) 個人番号カード等の券面記載事項変更用システム

	メーカー	品名
適合品	株式会社 ジェイエスキューブ	一体型・本人確認書類裏書印字システム PASiD Cube (パシッドキューブ)

仕様	
機能	<ul style="list-style-type: none"><li>① 個人番号カード、住民基本台帳カード、特別永住者証明書、在留カードの真贋判定及び追記欄の印字ができること。また、個人番号カード及び住民基本台帳カードの IC チップ内に登録されている氏名、住所の情報をそのまま印字に利用できること。</li><li>② 運転免許証の真贋判定ができること。なお、真贋判定は IC チップを読み取るためのパスワード入力なしで行う機能を有すること。また、運転経歴証明書の真贋判定を行う機能を有すること。</li><li>③ 個人番号カード等の印字位置自動検出機能を有し、券種ごとにおける記載済みの情報に上書きすることなく、次の行へ自動的に印字位置が配置される機能を有すること。また、手動で印字位置の調整も可能であること。</li><li>④ 記載欄の 1 行の印字範囲を超えた場合は自動改行を行い、次行に移行する機能も有すること。また、個人番号カード、住民基本台帳カードにおいては記載欄の 1 行を 2 段に分け、2 行分印字可能であること。</li><li>⑤ 個人番号カード等に実装される IC チップデータを読み取り真贋判定が可能であり、また、券面の OCR 情報と IC チップデータ並びにスキャンした券面の両面の状況が同一画面に表示できることにより一目で相違の判断が可能なこと。</li><li>⑥ 印字文字サイズ、フォントの指定を行う機能を有すること。</li><li>⑦ フォントについて、札幌市独自のフォントを使用することを許容し、また、印字アプリケーションが 15 面・16 面を取扱えること。</li><li>⑧ 正式リリースされている製品が IVS (Ideographic Variation Sequence) に対応していること。</li><li>⑨ 記載年月日の自動印字機能を有し、年月日を自由に変更できる機能を有すること。また、記載年月日のフォーマットについても選択可能であること。</li><li>⑩ 誤印字防止策として、印字前にプレビュー画面を表示する機能を有すること。</li><li>⑪ カードの向きを検知する機能を搭載し、カードの挿入間違いによる人為的ミスで起こる誤印字を回避できること。</li><li>⑫ 個人番号カード等を装置に挿入した際、券面表裏の同時スキャン、IC チップの読み取り、裏書印字までの一連の処理がカードを取り出さずに行えること。また、券面の OCR 情報を読み取ることで IC チップ情報を読み取るための照合番号等を自動で入力補助する機能を有すること。</li><li>⑬ 電子公印または専用印データを保存し、指定位置に自動印刷できる機能を有すること。</li><li>⑭ 券種ごとに応じた印字濃度の設定が登録でき、印字部分と電子公印の印字が個別に設定登録可能で書体や印影に応じた適切な印字ができること。</li><li>⑮ 1 枚前のカードで入力した内容を次に挿入したカードの印刷内容として利用することが</li></ul>

仕様	
	<p>できること。</p> <p>⑯ 記載された内容を訂正するために、訂正線を印刷する機能を有すること。</p> <p>⑰ 一連の作業中に印字前と印字後の券面をスキャニングし、後で記載内容が確認できるように帳票印刷ができる機能を要すること。また、当該スキャニング情報について、画像保存の可否も設定可能であること。</p> <p>⑰⑧ 個人番号カード等の機微情報（個人番号欄、臓器提供欄等）においては、予め取得する画像をソフトウェア上にてマスキングし、画面表示及び帳票印刷等でも非表示とする機能を有すること。</p> <p>⑰⑨ 券面記載欄への印刷時、キーボードにて文字列ごとの行間移動が可能で操作性がよいこと。</p> <p>⑰⑩ パソコンの画面サイズに合わせてアプリケーションを最大化でき、印字内容が見やすいこと。</p>
本体	IC リーダー、両面スキャナー、プリンター機能が搭載された一体型の装置で、システムに係るアプリケーションが付属となっていること。
印刷	熱転写方式によること。インクの残量がアプリケーション上で表示され、交換時期がわかること。
電源	AC100V, 50/60Hz (AC アダプタ使用) 消費電力最大 50W 未満
プリント対応カード	個人番号カード、住民基本台帳カード、特別永住者証明書、在留カード
インターフェース	DC ジャック : 1 系統 (AC アダプタ用) USB2.0

## (2) 操作用ノート型パソコン

仕様	
形状	パソコン形状は、ノート型であること
OS	Microsoft Windows 10pro (64bit 版)
CPU	Core i3 プロセッサ (2.50GHz 以上)、 または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサ
メモリ	4GB 以上であること
ストレージ※	25GB 以上であること
ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 型以上のカラー液晶であること</li> <li>・ 1,280 × 800 ドット以上の表示が可能なこと</li> <li>・ High Color (65,536 色) 以上の表示が可能なこと</li> </ul>
インタフェース	USB2.0 の空きポート 2 つ以上
キーボード	106 キー (JIS 配列準拠) (テンキーがあるもの)
マウス	光学式で、USB から電源供給できるもの
電源	AC100V、50/60Hz (AC アダプタ使用)
復元	納入時の状態に復元可能なリカバリ用媒体を添付すること
保証	賃貸借期間中の翌営業日訪問修理保証を要すること
その他	<p>上記個人番号カード等の券面記載事項変更システムを正常に操作できること</p> <p>※別途に本人確認用ソフトウェアも導入するため、ストレージについて、本ソフトウェアにて 1GB 程度必要となることを加味すること。なお、個人番号カード等の券面記載事項変更システムと本人確認用ソフトウェアを同時に稼働させることは想定していない。</p>

## 3 数量

18 セット

なお、個人番号カード等の券面記載事項変更用システム 1 台と操作用ノート型パソコン 1 台を 1 セットとする。

## 4 賃貸借期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで (60 ヶ月)

## 5 納入期限

機器の納入及び接続・設定作業を以下の日付までに完了すること。

令和6年2月29日

また、納入先へは使用可能な状態で納入すること。

## 6 納入・検査場所

	所在	電話番号	数量
札幌市中央区役所	〒060-8612 札幌市中央区大通西2丁目	011-205-3238	2セット
札幌市北区役所	〒001-8612 札幌市北区北24条西6丁目1-1	011-757-2412	2セット
札幌市東区役所	〒065-8612 札幌市東区北11条東7丁目1-1	011-741-2449	2セット
札幌市白石区役所	〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1	011-861-2432	2セット
札幌市厚別区役所	〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2	011-895-2452	1セット
札幌市豊平区役所	〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目1-1	011-822-2441	2セット
札幌市清田区役所	〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2-1	011-889-2030	1セット
札幌市南区役所	〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1	011-582-4728	1セット
札幌市西区役所	〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目1-1	011-641-6936	2セット
札幌市手稲区役所	〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目1-10	011-681-2451	1セット
札幌市マイナンバーカードセンター	札幌市中央区北3条西3丁目 札幌小暮ビル1階	011-211-2296	2セット

## 7 連絡先

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階

電話 011-211-2296 担当：長濱

## 8 留意事項

- (1) 納入日時、納入場所の詳細等については、事前に担当課と打合せを行うこと。
- (2) 納入の際は、安全に配慮し設置すること。また、本市指定設置場所に設置し、動作確認を行うこと。
- (3) 搬入・搬出時には、備品及び建築物を破損しないよう必要に応じ養生を施すこと。備品及び建築物の破損を生じた場合には受注者の負担により補修を行うこと。
- (4) システム設定及び調整を行った後に、正常に一体として最良の状態で機能しない場合は、受注者が原因究明に協力すること。
- (5) 機器等の梱包材等の廃棄物は受注者の責任において引き取り処分すること。
- (6) 個人番号カード等の券面記載事項変更用システムのソフトウェアをパソコンにインストールした状態で納入すること。
- (7) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがある。その場合、出荷引受書の提出が可能なことを契約（発注）の条件とする。
- (8) 同等品の判断には時間を要する事例もあり、見積書提出期限までに間に合わないことがあるため、確認に要する時間を考慮して発注課へ同等品の確認を依頼すること。
- (9) リース期間満了後におけるリース物品の買取又は再リースについて当事者は協議をすることができる。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注課と協議するものとする。